

# 協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします



## 協会けんぽ2022(令和4)年度決算(見込み)のお知らせ

### 2022年度の決算(見込み)のポイント

2022年度の決算は収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、収支差は4,319億円となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加(+1,328億円)しましたが、この要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

### 2022年度決算(見込み) | 医療分

|     |            |             |
|-----|------------|-------------|
| 収入  | 11兆3,093億円 | (+ 1,813億円) |
| 支出  | 10兆8,774億円 | (+ 486億円)   |
| 収支差 | 4,319億円    | (+ 1,328億円) |
| 準備金 | 4兆7,414億円  | (+ 4,319億円) |

※ ( )内は、対前年度比。

### 高齢者医療への拠出金等 33.0%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

### 保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

### 保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

支出 約10.9兆円  
収入 約11.3兆円

### その他の支出 1.0%

健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%

国からの補助金 11.0%

その他の収入 0.2%

Q. 2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- 支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

【お問い合わせ先】 企画総務グループ ☎099-219-1734 (自動音声案内④番)

事業主・加入者のみなさまへ

# 令和5年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和5年度につきましては、10月下旬から11月上旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 令和5年度の予定

### 「確認の対象となる方」

令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

### 「送付時期」

令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次送付いたします。

### 「提出期限」

令和5年12月8日（金）

### 「添付書類について」

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

### 「扶養から外れる被扶養者の方がいる場合」

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

### 「令和4年度の実績」

- 扶養解除者数 約7.8万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）約9億円

【お問い合わせ先】 業務グループ ☎099-219-1734（自動音声案内①番）



全国健康保険協会 鹿児島支部  
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階  
TEL：099-219-1734(代表) FAX：099-219-1743

メルマガの  
登録はこちら



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～

